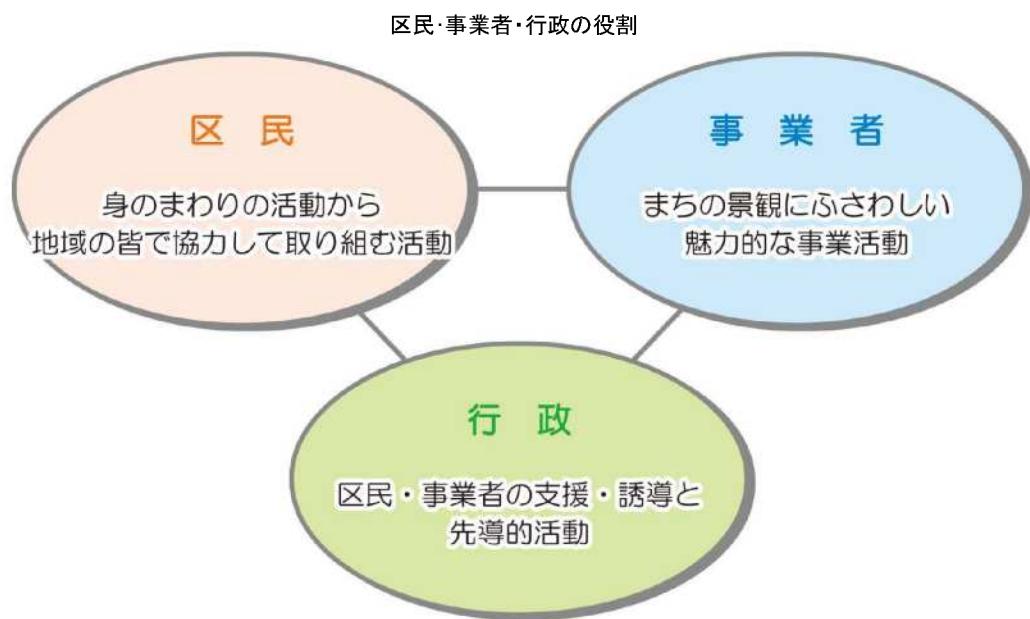


第6章 景観まちづくりの推進

第1節 区民・事業者・行政の役割

景観まちづくりは、景観のために何か特別なことをするのではなく、日々の暮らしの中や建築物等の建築をする際に、「景観を意識して取り入れる」など、景観への配慮の積み重ねが、より良い「まちの景観」として表れてきます。

したがって、より多くの景観に関する団体などが関わり、それぞれの役割について理解を深め、区民・事業者・行政が互いに連携して景観まちづくりを進めていくことが重要です。



(1) 区民

～身のまわりの活動から地域の皆で協力して取り組む活動～

区民一人ひとりが日々の暮らしの中で景観への意識を持ち、身のまわりの小さな活動や、地域の皆で協力して取り組む江戸川らしさを活かしたまちづくり活動など、取り組みの輪を広げながら、景観まちづくりを進めます。



取り組みの例

- ・身のまわりの美化への取り組み
- ・「小景観区のまちづくり」の推進
- ・景観に関する活動への参加
- ・まちの景観に配慮した建築物づくり など

(2) 事業者

～まちの景観にふさわしい魅力的な事業活動～

事業所周辺の美化や江戸川らしさを活かしたまちづくり活動、まちの景観に配慮した建築物の建築や屋外広告物の設置など、まちの景観にふさわしい魅力的な事業活動を進めます。



取り組みの例

- ・身のまわりの美化への取り組み
- ・「小景観区のまちづくり」の推進
- ・景観に関する活動への参加
- ・まちの景観に配慮した建築物・屋外広告物づくり など

(3) 行政

～区民・事業者の支援・誘導と先導的活動～

景観まちづくりを進める上で必要な、各種制度の創設・活用を推進します。

区民・事業者の景観まちづくりへの意識を高める機会を増やし、自主的な景観まちづくり活動を支援します。

さらに、江戸川らしさを活かした景観まちづくりの先導的な役割を果たす事業を進めます。

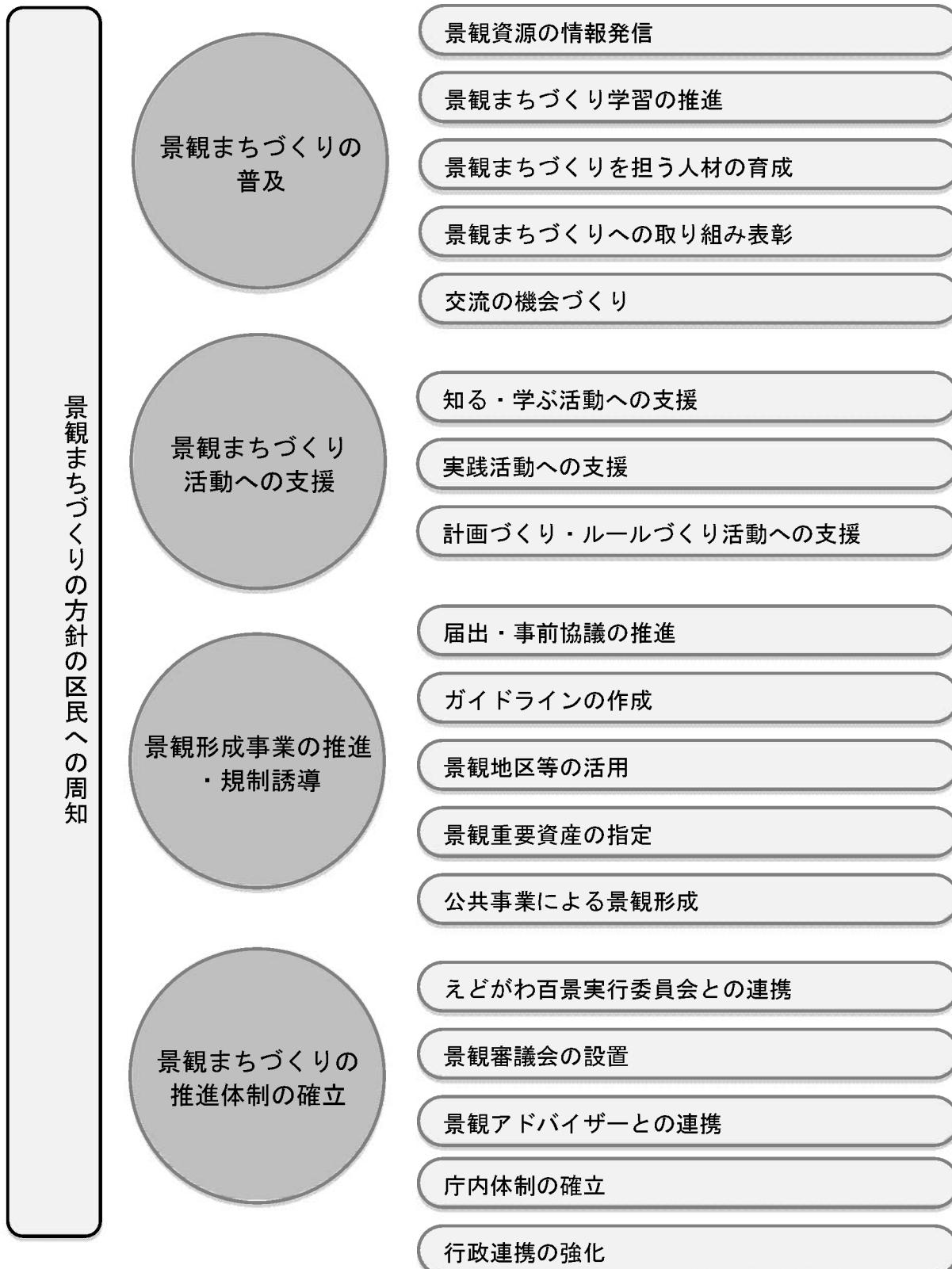


取り組みの例

- ・景観まちづくり活動への支援
- ・景観形成事業・規制誘導の推進
- ・景観まちづくりの普及
- ・景観まちづくりの推進体制の確立 など

第2節 施策の体系

景観まちづくりを進める上で、行政はまず、景観まちづくり方針の区民への周知を図ります。そして、以下の施策を組み合わせ、より効果的な景観まちづくりを進めます。



1 景観まちづくりの普及

区民や事業者との景観まちづくりに対する意識や参加意欲を高めるため、普及を進めます。

(1) 景観資源の情報発信

区民や事業者が景観に興味や関心を持ち、また、景観まちづくりの取り組みに活かしていくため、多様な媒体を活用し、地域の景観資源の情報を気軽に入手できる方法で発信します。

えどがわ百景の実施

景観資源図の更新

景観まちづくりホームページの充実

景観まちづくり活動のPR



えどがわ百景募集ホームページ

(2) 景観まちづくり学習の推進

景観に対する意識を高めるため、学校教育や生涯学習を通じて、自然環境やまちの成り立ち、地域の資源を学び、景観について考える機会を設けます。

子ども景観計画パンフレットの作成



小学校での景観まちづくり学習

(3) 景観まちづくりを担う人材育成

区民や事業者の景観まちづくりへの関心や意識の向上、また、より良い景観づくりを担う人材を育成するための機会をつくります。

景観まちづくり勉強会の実施



優良まちなみ賞

(4) 景観まちづくりへの取り組み表彰

区民や事業者による、実践活動、景観に寄与した建築物等について、さらなる取り組みへの意欲を高め、かつ、より多くの区民、事業者に景観まちづくりへの取り組みを広げる機会となるよう、表彰等を進めます。

景観まちづくり賞の実施



公園ボランティア交流会

(5) 交流の機会づくり

景観まちづくりに取り組む区民・事業者・行政が、景観づくりに関する情報交換や相互に協力を図ることを目的とした、交流の機会づくりを進めます。

アダプト活動交流会の開催、公園ボランティア交流会の開催

景観まちづくりシンポジウムの開催

2 景観まちづくり活動への支援

景観まちづくり活動の各段階に合わせて活発な活動へ展開するための支援を行います。活動の多様化にあわせ、支援策の内容を順次見直していきます。

(1) 知る・学ぶ活動への支援

まちの魅力となる「江戸川らしさ」を、地域の皆で共有するための勉強会やワークショップの開催、また、魅力を紹介するパンフレットやホームページの作成などを行います。

講師の人材派遣



勉強会の様子
(景観まちづくりワークショップ)

(2) 景観の実践活動への支援

花壇づくりや清掃活動、地域の皆が親しめるイベント開催など、景観の実践活動を行う団体やサークルに対し、活動に関する情報の提供などを行います。また、小景観区のまちづくりの取り組みが発展し、地域共有の財産として保全・活用が必要なものについては、景観重要資産に位置づけ、区の景観事業として実践活動を支援します。

アダプト制度(公園、道路、河川)の実施

景観まちづくり登録制度の運用

景観重要資産の指定



公園ボランティアによるイベント開催
(緑のフェスティバル)

(3) 計画づくり・ルールづくり活動への支援

当該地域の計画や、建築物等のルールづくりにおいては、まちづくりや地域住民の合意形成に関する知識などが必要です。そのため専門家の派遣の制度を設けています。また、ルールづくりに際しては、地区指定や協定締結などの仕組みについての冊子を発行するなど、分かりやすい形で紹介していきます。

まちづくりコンサルタント派遣



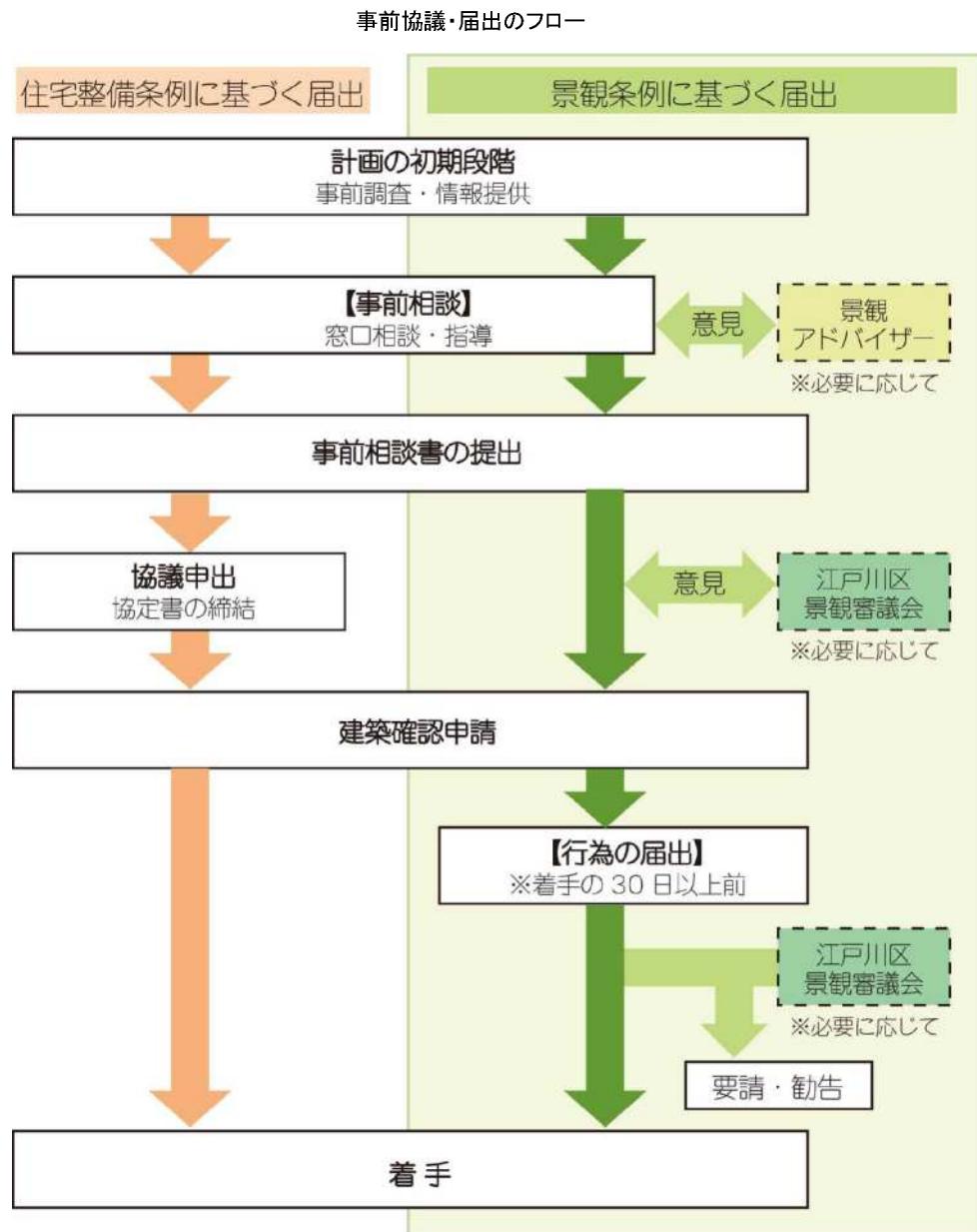
公園アイディア検討会
(瑞江中央公園)

3 景観形成事業の推進・規制誘導

区民、事業者との協働による景観形成を図るため、景観形成事業への理解や協力を求めるとともに、景観法をはじめとした様々な制度により景観まちづくりを進めます。

(1) 事前協議・届出

良好な景観を形成するためには、区と事業者等がより良い景観づくりについて協議していくことが必要です。そのため、景観法に基づく「届出制度」による一定の法的拘束力を持った助言・指導を行うだけでなく、届出の前に区と事業者等が事前協議を行う仕組みを構築します。



(2) ガイドラインの作成

届出制度の基準に加え、より良い景観形成を図るために、詳細な配慮事項を示す建築物ガイドライン、色彩ガイドライン、屋外広告物ガイドライン等を作成します。

(3) 景観地区等の活用

それぞれの地域特性をふまえたルールづくりなど、積極的な景観形成を図るために、景観地区や地区計画の指定や、景観協定、建築協定、緑地協定の締結等、目的に応じた適切な制度を活用します。

(4) 景観重要資産の指定

個性豊かな景観まちづくりを進めるため、地域のシンボルとなる、景観上の特徴を有する公共施設や建造物、樹木のうち、土地所有者等の同意又は意見を聴いた上で、「景観重要資産」に指定します。(指定の方針は「第5章 第2節景観重要資産」を参照)また、景観重要資産は文化財の指定をはじめとした既存の制度の活用の他、景観法に基づく、景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木の活用により整備・保全・活用を進めます。

なお、区が管理する施設から順次指定し、都や国などの施設や民間の所有物については、管理者や所有者の理解と協力を得て、指定についての協議を進めます。

(5) 公共事業による景観形成

地域の景観形成において重要な要素である、道路や河川、都市公園、それらに付随する工作物、及び公共建築物等、区、都、国その他の公共的団体が行う公共事業について、本計画の方針に沿った整備を行います。

4 景観まちづくりの推進体制の確立

区民・事業者・行政がそれぞれの役割をふまえた取り組みを進めるため、区の庁内体制を整えると共に、専門家や関係機関との連携体制を構築します。

(1) えどがわ百景実行委員会との連携

本区の景観まちづくりを広く区民に普及し、実践することを目的とした、区民、事業者等で構成する「えどがわ百景実行委員会」と連携し、協働による景観まちづくりを進めます。

(2) 景観審議会の設置

景観計画の変更や見直しに関わる審議、届出制度の運用に関する意見など、本区の良好な景観形成に関する事項について審議を行う景観審議会を設置します。

(3) 景観アドバイザーとの連携

届出制度の事前協議を行う際、景観に関する専門的な知見を有する景観アドバイザーを配置し、より良い景観誘導を図ります。

(4) 庁内体制の確立

区民や事業者の景観まちづくりの取り組みを推進するための窓口と、関連部署との連携を図る仕組みをつくります。

公共施設の整備等においては、それぞれの事業の中で景観計画の方針に基づき、景観に配慮した取り組みを行うために、各分野の担当者間で定期的に情報交換の機会を設けるとともに、行政職員が景観に関する知識や技術を習得する機会を設けます。

(5) 行政連携の強化

必要に応じて都や国の事業に対し、要請などをを行うほか、区をまたがる景観形成について、隣接する自治体等との連携を取り、景観まちづくりを進めています。